

# 津山市就職促進家賃助成事業のお知らせ

## 津山市就職促進家賃助成事業補助金とは・・・

津山圏域内の事業所への就職や創業、就農を機に、津山圏域外から津山市内の民間の賃貸住宅に入居した世帯に対して、家賃助成金を1年間交付します。

(この補助金は、平成31年度までの期限付き補助金です。)

※津山圏域とは、津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・久米南町・美咲町の1市5町の区域です。

## 対象者は

平成27年7月1日以降に津山圏域外から転入(転入前2年以上津山圏域内に住所を有しないこと)した人及び申請時の直近まで県外の大学等に通学していた人で、以下のすべての要件を満たす人が対象となります。

- ① 就職日の年齢が20歳以上であること。
- ② 津山圏域内の事業所への就職又は津山圏域内での創業や就農を機に賃貸住宅に転居し、津山市に住所を有すること。
- ③ 賃貸住宅に入居する世帯全員が、津山市に住所を有すること。
- ④ 就職日が、転入した日から90日を経過していないこと。
- ⑤ 大学、短大、高専、専門学校等の学生又は公務員、独立行政法人の職員又は役員でないこと。
- ⑥ 転勤でないこと。
- ⑦ 生活保護の受給を受けていないこと。
- ⑧ 世帯全員に市税等の滞納がないこと、暴力団員でないこと。
- ⑨ 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

※入居する物件が2親等以内の親族所有の物件である場合は、補助金の交付対象外となります。

## 補助の対象となる経費は

家賃の月額(消費税を含み、共益費、管理費、駐車場利用料、光熱水費等諸経費の額を除く)から住居手当を差し引いた額の2分の1の額

## 補助金額 【期間は、12箇月以内】

- 月額15,000円を限度。
- 20歳から24歳の人や18歳以下の子どもと同居している人は、月額30,000円を限度。

## 手続きの流れと提出書類

- ① 就職日又は入居日のいずれか遅い方から90日以内に、交付申請をしてください。必要書類は次のとおりです。

交付申請に必要な書類	<ol style="list-style-type: none"><li>① 交付申請書</li><li>② 誓約書(3年以上定住する意思の確認)</li><li>③ 採用及び住居手当等支給証明書(自営の方は、自営業等従事申立書)</li><li>④ 賃貸住宅の入居世帯員全員の住民票</li><li>⑤ 津山圏域外に住所を有していたことが分かる住民票や、戸籍の附票</li><li>⑥ 申請者が市税等を納めていることが分かる書類(完納証明書など)</li><li>⑦ 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し</li></ol>
------------	--

- ② 交付決定を受けた後、実績報告を6箇月ごとに行っていただきます。実績報告の時期が近づきましたら、お知らせいたします。  
※実績報告には、家賃の支払をした証明が必要となります。支払をした領収書などを保管しておいてください。  
※交付申請後、住所の変更や就職先の変更があった場合は、速やかにお知らせください。
- ③ 提出書類を審査し、補助金を交付します。

## 【申請の手続き・お問い合わせ先】

津山市 仕事・移住支援室(津山圏域雇用労働センター内) TEL 24-3633